

日行連発第362号
令和7年6月17日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知の御協力のお願について
(依頼)

貴会におかれましては、平素より当会の運営にご支援ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、政府から関係業界団体等に対して要請されてきたところです。特に本会は総務省から取得促進事業の協力依頼を受け、各単位会の協力をいただきながら事業を推進してまいりました。

今般、マイナンバーカードの有効申請枚数が1億1千枚を超え(2025年2月28日現在)、今後はカードの利便性が求められるところ、総務省から別添について周知依頼がありました。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、更なるマイナンバーカード活用等に向け、貴会会員への周知に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

【関連資料について】

関連資料につきましては、右記のQRコードのリンク先のデジタル庁ウェブサイト「広報資料」

(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources) のページ下部にある「マイナンバーカード活用等に関する周知用資料」をご参照ください。



※ 国民の皆様の利便性の観点からも、行政手続きや、所管業界における民間サービスにおいて、積極的にマイナンバーカードが身分証明書として活用されるよう取り組みをお願いします。具体的には、マイナンバーカードが本人確認書類として位置付けられていないものがないか確認をして、本人確認書類として利用できるよう確実に位置づけてください。また、住民票の写しの提出が求められるという場合には、情報連携あるいはマイナンバーカードの提示により提出を不要とする等の対応をお願いします。

【別添】

- 1 マイナンバー利活用についてのお知らせ
- 2 参考資料

以上